

令和2年宇治田原町総務建設常任委員会

令和2年6月11日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第37号 宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについて
- 議案第39号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第40号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 第1四半期の事業執行状況について
- 総務課所管
 - 企画財政課所管
 - 税住民課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 企画財政課所管
 - ・令和2年度公共事業等の執行予定（上半期）について
 - 税住民課所管
 - ・令和2年度町民税（個人）の賦課状況について
 - ・令和元年度町税徴収実績について
 - ・令和元年度町税納付方法別件数内訳について
 - ・住民票等交付取次所の設置について
- 日程第4 付託議案審査
- 議案第43号 宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 第1四半期の事業執行状況について
- 建設環境課所管
 - プロジェクト推進課所管
 - 産業観光課所管
 - 上下水道課所管

日程第6 各課所管事項報告

○建設環境課所管

- ・普通建設事業交付金等決定状況について
- ・ごみ排出量の令和元年度実績について
- ・環のくらし地域活動促進事業補助について

○上下水道課所管

- ・下水道普及状況について

日程第7 その他

1. 出席委員

委員長	9番	谷口重和	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	7番	馬場哉	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市計画政策監	星野欽也君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	光嶋隆君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	垣内清文君

会計管理者兼会計課長 長谷川 みどり 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は、6月4日の開会日に上程され、付託されました議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第43号の4議案の付託議案審査及び第1四半期の事業執行状況並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査をいたします。また質疑応答は簡単簡潔に願います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、6月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

谷口重和委員長、また藤本副委員長のもと、各委員の皆さんには、いろいろとよろしくお願いを申し上げます。

6月に入りまして、宇治田原町の田原川等々におきましても、1週間ほど前から蛍が飛び交うと、こういうふうな季節になってまいりまして、そういう中で、昨日近畿地方が梅雨に入ったと宣言されたところでございます。今日からまた明日にかけての局地的な豪雨等々言われておりますけれども、本当にこれから雨の多い時期を迎えるということで、本町においてもしっかりと防災対策を行っていきたくてこのように考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、全国の緊急事態宣言は解除されましたけれども、まだまだ予断を許さない状況できております。そういった中、本町においては、議会の議員の皆さんはじめ、本当に住民の皆さんがそれぞれしっかりと自粛等々において、各々の健康管理も含めた中で対応していただいているおかげをもちま

して、宇治田原町では感染者0と、このようになっているところがございますので、これをしっかり続けていきたいと思っております。そういった中で、この問題につきましても、気を緩めることなく引き続いて対応していきたいと思っております。

また、議会のほうにおかれましても、本日の委員会についても、出席説明員等々の件につきましても、本当に大変いろんな角度からご支援をいただいていることに対しましても、厚くお礼を申し上げたいと思います。

そういった中で、本当にこうした梅雨の時期で暑うございますので、このマスクを一日も早く取れるようにと願っております。そういった中では、特にこういう熱中症のことも出てまいりますので、健康管理、そういう中での新型コロナ、また豪雨等々についてもしっかり対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の常任委員会におきましては、付託議案の審査が4件、それと第1四半期の事業執行状況、また各課のほうから所管事項の報告等々ございますけれども、最後までよろしくご審査を賜り、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、これからこういった時期でもございますので、委員の皆さんにおかれましては、お体には十分ご自愛をいただきまして、ますますご活躍されますよう心からご祈念申し上げます、開会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第37号、宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、おはようございます。

私のほうから、議案第37号、宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについてご説明をさせていただきます。

37号の議案書、その後ろに条例の概要、またその後ろに参考資料といたしまして条例の施行規則、その規則の一番後ろには1階の平面図ということで資料につけさせてい

ただいております。

概要のほうをもちまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

宇治田原町新庁舎建設基本構想と新庁舎建設基本計画の基本方針の一つであります「住民参加・住民交流を促進する、開かれた庁舎」に基づきまして、本庁舎棟の多目的室、2部屋を貸出しするために必要となる条例を制定するものでございます。

趣旨につきましては、役場庁舎内の多目的室の使用に関し、必要な事項を定めることとしております。

目的につきましては、役場庁舎内の多目的室を町の事業、また事務等に支障のない範囲で貸し出すことを目的としております。

使用できる場所につきましては、本庁舎棟の1階、正面玄関を入りまして、右手と左手にあります多目的室1、多目的室2という2つの部屋でございます。

使用対象者につきましては、条例の第2条で規定しておりますが、町内に住所を有する方、また町内に通勤をされている方。また町内に事業所をお持ちの方等、その他の団体でございます。

使用料につきましては、条例の第5条で規定をしておりますが、1時間当たり500円の使用料を徴収することとさせていただいております。また、条例の第6条には減免規定ということで、町、または教育委員会が主催する行事につきましては10割、公益上必要と認める行事につきましては5割、町が助成する団体が主催する行事につきましては5割、またその他町長が特に必要と認めた行事につきましては10割の使用料の減免をできることとしております。

使用日時につきましては、規則のほうで委任をしております。規則の第2条の中で、使用できる日につきましては、役場の開庁日といたしまして、使用時間につきましては、午前9時から午後10時ということで、区分といたしましては、9時から正午まで、1時から5時まで、午後6時から10時までということで区分をさせていただいて、利用のほうをしていただくことで規定をしております。

条例のほうの説明としましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

谷口委員。

○委員（谷口 整） 今度の新庁舎の多目的室、これ玄関の右、左に2カ所あるんですけども、これについては、障がい者の団体施設等から、新庁舎ができればそこで物を販

売するようなスペースを確保してほしい。また場合によっては、ちょっとした喫茶コーナー的な部分も確保してほしいという要望を受けた中で、今回この多目的室を造っていただいたんですけれども、使用料の減免規定で、そういう団体が使うときは、(4)のその他町長が特に必要と認める行事という10割減免の規定があるんですけれども、10割減免ということによかったでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今ご質問いただきましたように、この庁舎につきましては、開かれた住民さんとの交流スペースということで、その多目的室を設置させていただいています。名称的には多目的室ということで、ちょっと堅い名前になっておりますが、オープンスペースということで、福祉関係の物販ですとか、来庁者に対するおもてなしの活動の場ということで、そういったものにつきましては、10割減免の方向で考えております。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第37号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第37号、宇治田原町役場庁舎多目的室の使用に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、総務課のほうから、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ということでご説明させていただきたいと思います。

概要をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、趣旨といたしましては、非常勤の消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたということで、本町の消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正するといったものでございます。

改正内容につきましては、（１）非常勤消防団員等の補償基礎額の改定で、表のとおりとなります。（２）のところに書いておりますけれども、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の引上げということで、例えば、「８，８００円」から「８，９００円」に引き上げるといった改正でございます。また（３）ということで、法定利率の改定ということで、障害補償年金の前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率について、これはこれまで法定利率１００分の５と定率であったものが、事故発生日における法定利率ということで改正されるということでございます。そのために、文言も「事故発生日における法定利率」ということで改正させていただきたいと考えております。

それと、施行期日につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和２年４月１日から適用させていただきたいということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第３９号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第39号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例につきまして、お配りしております概要資料を用いてご説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたこと並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）等が令和2年4月30日に公布され、原則として同年4月30日から公布されたことに伴い、宇治田原町税条例において所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容についてご説明をさせていただきます。

1つ目の、個人住民税に係る改正でございますが、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するために、未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用させる措置及び人的非課税措置の見直しをする措置を講ずるものでございます。令和3年の課税分からの適用となります。施行日は令和3年1月1日でございます。

2つ目の、固定資産税に係る改正でございますが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や、課税の公平性確保の観点から、現に所有している者（相続人等）の申告の制度化の措置、使用者を所有者とみなす制度の拡大の措置を講ずるものでございます。令和3年度課税分からの適用となります。施行日は公布の日でございます。

3つ目の、町たばこ税に係る改正でございますが、葉巻たばこに係る課税方式を国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ（1本当たり重量が1グラム未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするものでございまして、令和2年10月1日から、1本当たり0.7グラム未満のものを0.7本で換算。令和3年10月1日から1グラム未満のものを1本に換算するもので、2回に分けて段階的に実施してまいります。

それでは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置につきまして、条例委任されていない、すなわち法律の改正のみで措置されているものも含めまし

てご説明をさせていただきます。

1つ目の、徴収の猶予制度の特例についてでございます。収入が大幅に減少（前年同期比おおむね20%以上減少）した場合において、無担保、かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が地方税法で規定されました。条例委任はございません。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用となります。

2つ目の、固定資産税、ア、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置についてでございますが、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の課税標準を2分の1、または0とするものでございます。こちらも条例委任はございません。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者につきましては2分の1、50%以上減少している者につきましては0となるものでございまして、その措置による減収額については、全額国費で補填されることとなっております。

イ、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長するものでございます。令和3年度分から適用となります。今回の拡充・延長による減収額につきましては、こちらも全額国費で補填されることになってございます。施行日は公布の日でございます。

3つ目の、軽自動車税についてでございますが、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。この措置による減収額については、全額国費で補填されることとなっております。施行日は公布の日でございます。

4つ目の、その他、ア、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応でございます。令和3年度課税分、令和4年度課税分について適用となります。施行日は令和3年1月1日でございます。

イ、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応でございますが、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、令和3年12月末までに入居している等の条件により、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できる

ように措置するものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。今西委員。

○委員（今西久美子） おはようございます。

今ご説明がありました新型コロナウイルスの経済対策の措置についてですが、1と2のアについては条例委任がないということなので、本議案には直接関係がないのかもしれないけれども、今ご説明があったので質問をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

まず、1の徴収猶予の特例ですが、これについては、別途きちんと1枚物のこういうチラシを納付書と一緒に発送していただいております、きちんと周知をいただいていると思いましたが。ありがとうございます。

2の固定資産税のところですが、この中小事業者等というのは、どういう規定になっているのか。そこをちょっと教えてもらえますか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 中小事業者等でございますけれども、資本金の額、または出資金の額が1億円以下の法人、資本、または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人というのが中小事業者等に該当することとなっております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 従業員1,000人以下、資本金1億円以下ということは、以下ですので、宇治田原町内でいえばほとんどの事業者が対象となると思うんですが、その辺の周知、これ結構大きいものです、固定資産税が半分ゼロということなので。非常に今厳しい状況の中で、いい制度だと思うので、その辺の周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 今後、町ホームページ等、あらゆる媒体を使いまして、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 周知とともに、丁寧なご相談含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第40号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第40号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

各課より、変更箇所について説明を求めます。

まず、総務課所管について説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、総務課所管の第1四半期執行状況ということでご説明させていただきます。

まず、1点目、新庁舎記念式典開催事業費ということでございます。これにつきましては、当初6月27日土曜日に竣工式を予定しておりましたけれども、これを今般の新型コロナウイルス感染症予防のため、内容の一部を縮小させていただきまして、7月11日に竣工式をさせていただきたい。この日に合わせて、篤志者向けの内覧会を午後からやらせていただきたいという予定でございます。また一般住民さん向けには、翌7月12日の午前中なんですけれども、一般住民さん向けの内覧会を予定しているところでございます。

続きまして、2番目の情報伝達システムにつきましては、契約期間が当初5月末でしたけれども、延びておりまして、6月末の入札ということでただいま予定しているところでございます。

続きまして、3番目の自主防災組織支援事業につきましては、特段の変更はございま

せん。一応6月28日に岩山のほうで訓練が予定されているということでございます。

続きまして、4番目の多機能消防資機材整備事業費についてでございます。これにつきましても、6月中旬の入札を予定しておりましたけれども、末日ということで変更させていただいております。

続きまして、5番目なんですけれども、特別定額給付金事業費ということで、これにつきましては、5月補正で可決いただきまして、順次4月末から給付準備をさせていただいて、5月8日からオンライン申請を受付開始させていただいております。オンライン以外の方につきましては、5月18日に申請書を送付させていただきまして、5月18日以降、随時返ってきたものから処理をさせていただきまして、5月26日から給付を開始させていただいたところでございます。この基準日なんですけれども、令和2年4月27日現在ということで、3,793世帯、9,213人の方が対象となっております。申請期限につきましては、3カ月ということで、令和2年8月24日までの期限でございます。ちなみに、6月10日昨日現在までの申請率でございますけれども、95.04%。未処理が4件残っておりますので、給付率は94.94%というところでございます。差し引きますと190件弱の方が未申請ということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 特別定額給付金ですが、大きな市等では、まだ申請書も届かないとか、京都市内でやっと申請書が届いたというような報告がございますが、宇治田原町は、まあまあ早く申請書も届けていただいて、本当に職員の皆さんは大変だったと思いますが、ご苦労様でございました。

95%の方が申請をされたと。あと190件弱が未申請だということなんですけど、この未申請についての扱いですが、これも8月24日までそのままにしておくのか、再度ご案内をするのか、そのへん決まっていますでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 今、大体190件弱の方が未申請でございまして、まず1つは、7月号の広報で申請はお済みですかという通知をさせていただきます。今はちょっとまだ、ここのところ毎日10件程度ずつ戻ってきておりますので、ちょっと落ち着いた段階で、残っておられる方に、再度通知をしたいと考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 「要りません」という欄がありましたね。そこにチェックされた方というのはおられたんですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 1人だけおられました。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） あの欄が本当に必要なかどうか。間違えてチェックする人もいるというお話がある中で、本当に要らないのかどうかというのは確認されたのですか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 説明不足でございましたが、1人おられまして、その方に確認させていただきまして、要らないということでした。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 分かりました。ご丁寧な対応、改めて感謝したいと思います。

その後、今現在190件弱ということですが、そこは小さな町の本当にいいところで、全ての人をきちんと手のひらに乗せて、最後の最後まで回っていただくということで、そこはよろしいでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） できる限りのことはさせていただきたいと思います。例えば、住んでおられる方はどうのこうのと言われるところもありますので、踏み込んでなかなか周知というのはできないと思いますけれども、できるだけことはやっていきたいと思っています。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、総務課所管の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管について説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして、企画財政課に係ります第1四半期の事業執行状況の変更点についてご説明を申し上げます。

2ページをご覧くださいと思います。

2番目、ふるさと納税推進事業費でございます。令和元年度には9,510万6,000円のご寄附をいただいたところでありまして、令和2年度の寄附額につきましては、5月末時点でありまして、1,007万円のご寄附をいただいているところでありまして。

また、新たな取り組みといたしまして、思いやり型返礼品プロジェクト「きふと、」への参加を行っております。思いやり型返礼品とは、寄附をすることで自分のためではなく誰かのためになる返礼品ですとか、社会貢献につながる返礼品のことで、「きふと、」というのは、自治体とふるさとチョイスの運営会社が連携して取り組む事業でございます。京都府内では初の取り組みとなっております。この返礼品につきましては、むく福社会及び日本郵便の5品目をこの「きふと、」のほうに登録をしております。

なお、特産品の事業者意見交換会につきましては、こういった状況でございますので、開催のほうを見合わせているところでございます。

3番目、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費でございます。「ハートのまち」PR自治体の視察研修受入れでございますが、10月に沖縄県南城市の視察受入れを予定しておりましたが、南城市様のほうから、新型コロナウイルスの影響により、視察研修を次年度以降に延期したいとの連絡があったところでございます。包括協定の内容等につきましては、引き続き協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、町内在勤者へのアプローチにつきましても、新型コロナウイルスの影響等により延期をしているところであり、状況が落ち着きましたら、出前講座等を開催していきたいと考えております。

5番目、空家等総合対策事業費でございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルスの影響により入居募集を一旦停止しておりましたが、緊急事態宣言が解除されたことから、現在新規入居者の募集をホームページ等で行っているところでございます。

簡単でございますが、企画財政課の執行状況につきまして説明をさせていただきました。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、企画財政課所管の質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） 資料の3ページでございます。

税住民課所管事業といたしましては、オリジナルナンバープレート事業、1事業を掲載させていただいておりますが、前回報告分と変更点はございません。以上でございます。

す。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、税住民課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、企画財政課所管の令和2年度公共事業等の執行予定（上半期）について説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、令和2年度公共事業等の執行予定（上半期）につきましてご報告をさせていただきます。

町のほうで予算計上させていただいております建設工事の請負費ですとか、備品購入等を普通建設事業としておりまして、これら事業につきまして、経済対策の意味も含め、できるだけ早期の発注に努めていくという考えの下、状況の整理をさせていただいているものでございます。

一般会計、普通会計以外の会計、また合計ということで、ご報告させていただきます。

一般会計につきまして、予算計上額のA欄でございますが、17億756万4,000円、契約予定額につきましては、B欄でございます。支出予定額につきましては、E欄に記載をさせていただいております。上半期の契約の予定につきましては、89.8%、上半期の普通会計の支出予定額につきましては、27.9%となっております。

2番目、普通会計以外の会計ということで、水道会計、下水道会計の分でございます。A欄、予算の計上額につきましては、7億2,410万円、上半期の契約予定額につきましてはB欄に記載をさせていただいております。支出予定額につきましては、E欄に記載をさせていただいております。比率といたしまして、水道下水道会計の契約の予定率につきましては、58.7%、支出の予定額につきましては26.1%ということでございます。

合計いたしますと、契約の予定率、上半期で80.6%、支出の予定額が27.3%ということでございます。上半期の契約予定率が下がっている要因につきましては、水道事業会計のほうで、水道のろ過機等の改良工事、こちらの部分につきまして、第3四

半期等の契約のほうを予定しておりますことから、計画のほうが下がっているような状況でございます。報告につきましては以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、税住民課所管の令和2年度町民税（個人）の賦課状況について説明を求めます。
馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、令和2年度町民税（個人）の賦課状況についてご説明をさせていただきます。

まず、1、町民税（特別徴収分）調定額の比較をご覧くださいませ。

町民税（特別徴収分）は、5月13日に発送させていただいておりますが、当初賦課時点で特別徴収義務者マイナス71件、マイナス4.8%、納税義務者数マイナス51人、マイナス1.7%、調定額マイナス89万3,500円、マイナス0.3%、いずれも昨年より減少いたしております。

2、町民税（全体）調定額の比較をご覧ください。

こちらは、先ほどの特別徴収分と普通徴収分の合計を挙げさせていただいております。町民税（普通徴収分）は、去る6月8日に発送させていただいております。均等割はマイナス14万7,000円、マイナス0.9%、所得割はマイナス370万5,000円、マイナス0.9%、いずれも昨年より減少しております。

要因といたしましては、給与所得や分離株式譲渡所得は増加していますものの、営業所得や農業所得、分離長期譲渡所得が減少していることが影響しているものと分析をいたしておるところでございます。

表の右側、当初予算額に対する収納見込額でございますが、徴収率過去3カ年平均を用いて試算をいたしますと、均等割はマイナス0.9%、所得割はマイナス0.1%、いずれも当初予算額を下回ることとなるところでございます。

なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により、順次調定が増える性格の賦課区分でございますことから、現時点での予算対比は大きな乖離が生じておることとなっております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、令和元年度町税徴収実績について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長(馬場 浩) それでは、令和元年度町税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

まず、資料1ページ、下段、町民税でございますが、現年分で前年同期比同率の99.17%、繰り越し分で前年同期比1.5%減の37.19%となっています。

1枚おめくりいただきまして、資料2ページ、下段、固定資産税でございますが、現年分で前年同期比同率の99.31%、繰り越し分で前年同期比8.4%増の39.32%となっています。

1枚おめくりいただきまして、資料3ページ、下段、軽自動車税でございますが、現年分で前年同期比0.6%増の98.44%、繰り越し分で前年同期比2.8%増の37.42%となっています。

1枚おめくりいただきまして、資料4ページ、下段、町たばこ税でございますが、徴収率は100%でございます。

1枚おめくりいただきまして、最終ページでございます。資料5ページ、下段、町税全体では、現年分で前年同期比同率の99.26%、繰り越し分で前年同期比4.6%増の38.36%、現年分、滞繰分の計では、前年同期比0.3%増の98.16%となっているところでございます。

今後も京都地方税機構と連携をしながら、徴収の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、これらの数値は決算数値でございまして、今後若干変わる可能性もございまして、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、令和元年度町税納付方法別件数内訳について説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長(馬場 浩) それでは、令和元年度町税(現年度分)納付方法別件数内訳表についてご説明をさせていただきます。

表の下段、合計をご覧ください。

納付件数合計は2万5,970件、そのうち納付書による納付は1万3,336件、51.35%となっております。そのうち金融機関等での窓口納付は7,655件で、納付件数合計に対する割合は29.48%、納付書による納付に対する割合は57.40%となっております。コンビニエンスストアでの納付は5,681件で、納付件数合計に対する割合は21.88%、納付書による納付に対する割合は42.60%となっております。口座振替は1万2,152件で、納付件数合計に対する割合は46.79%、地方税機構分は482件で、納付件数合計に対する割合1.86%となっております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

続きまして、住民票等交付取次所の設置についての説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、住民票等交付取次所の設置についてご説明をさせていただきます。

庁舎の移転に伴いまして、住民の皆さんの利便性の激変緩和措置といたしまして、当分の間、ふれあい福祉センター（旧保健センター）に住民票等交付取次所を設置するのでございます。

取次所で交付を受けることができる証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書としております。

利用方法等の流れでございますが、利用者は電話で税住民課に仮交付請求を行います。それを受けた税住民課は、仮交付請求書を作成し、証明書を発行し、受託者に送達いたします。利用者は取次所において交付請求書を記載し、証明書の交付請求を行います。受託者は仮交付請求書と交付請求書が一致している旨及び交付請求者が本人である旨の確認を行い、証明書を交付いたします。利用者が正午までに電話により仮請求をした場合は、当日午後3時以降に、正午以降に仮請求をした場合は、翌日の午前10時以降に証明書の交付を受けることができます。以上のような流れとなっております。

なお、業務は宇治田原町シルバー人材センターに委託を考慮しておりまして、令和2年8月3日月曜日から開所したいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程の掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和2年度第1四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 当局から何かありませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、ただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時47分

○委員長(谷口重和) それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管に係ります事項について進めたいと思います。

日程第4、付託議案審査について。

議案第43号、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長(谷出 智) 議案第43号、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するにつきましてご説明申し上げます。

議案第43号資料をご覧くださいませでしょうか。条例の概要でございます。

本改正条例の趣旨といたしましては、一般廃棄物処理業の許可に係る規定を定めるとともに、ごみステーションからの金属等の抜き取り行為などの課題に対応し、町内における一般廃棄物の適正な処理を推進するため、全部の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、一般廃棄物処理業(収集・運搬・処分)を行う者に対する許可に係る手続き等について規定するもの。ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物のうち、規則で定める再生利用が可能なものにつきまして、町以外の者が収集運搬することを禁止するとともに、違反者に対する町長の命令に違反した場合は20万円以下の罰金に処するということ及びごみ処理手数料の見直しといたしまして、

ペットの死体の出張引き取りを有料で実施するというものでございます。

施行期日につきましては、一般廃棄物の処理業の許可につきましては、手続き等の事務を進めていくために、令和2年7月1日から。それ以外につきましては、住民の皆さんへの周知期間を設けるということで、令和2年12月1日からということとしております。

また、これまで議会のほうで種々ご審議いただいております大型ごみ有料化につきましては、本改正のほうでは見送りさせていただいております。理由といたしましては、議会のほうでも種々ご議論していただく中で、不法投棄の増加等が懸念されるというような懸念等をいただいておりますことも踏まえ、また近隣市町では、有料化によらない方法で大型ごみの抑制を図るということも実践しておられることから、今回は見送りさせていただく中で、本町におきましても、有料化によらず各ご家庭での大型ごみの排出の個数を制限することによって、大型ごみ排出の抑制を図っていきたいというふうに考えております。以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 大型ごみについては、有料化を見送ったということです。私も有料化することで不法投棄が心配されるのではないかとということをおし上げてきたところですが、個数制限というお話がございました。もう少し詳しく、どういう形になるのか教えていただけますか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在のところ考えている内容につきましては、各ご家庭、月3個までというところで個数のほうを制限させていただく中で、大型ごみの抑制を図っていききたいと、このように考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 各家庭、月3個までということですが、そのへん、今現在は大型ごみというのはどういう出し方になっているんですか。不燃ごみの日にごみステーションに置いておけば、数の制限なく何個でもということになっているんですか。それを3個までというふうに変更されると、そういうことでいいんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 長辺が2m以下のものにつきましては、収集可能でございますので、委員おっしゃるとおりごみステーションに置いていただいて、無料で今は収

集しているという状況でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 各家庭、月3個までというのは、どういうふうに周知をされるのか。そのへんをどんなふう考えているんですか。誰が出したかとか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） まだ具体的に、町内で完全なやり方についてまで確定しているわけではございませんが、そのごみを出す際に、名前なりを書いていただく中で、こちらのほうで各ご家庭で出す個数を一定把握するというようなところを考えてございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 大型ごみはそうそう出てくるものではないのかもしれませんが、ちょっとそのへん、住民の中に混乱が起きないように、しっかり周知をしていただきたいというふうに思います。

あと、近隣市町においても有料化によらない大型ごみの抑制に取り組まれているということもありましたし、そこがどんなふうにしたのかしっかりと調査をしていただいて、宇治田原町に合った方法を模索していただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第43号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第43号、宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と併せて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました4議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、6月18日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月16日火曜日、午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第5、第1四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

各課より、変更箇所について説明を求めます。

まず、建設環境課所管について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 事業執行状況、令和2年度第1四半期の分、建設環境課所管分について、変更点のみご説明させていただきます。

1番目にございます公共交通利用推進事業費でございます。業務委託のほうでございますが、5月発注予定としておりましたところ、今回6月発注予定というふうに修正させていただきます。

2番目につきまして、新市街地連絡道路整備事業費でございます。こちら中段にあります排水対策工事、5月発注予定としておりましたところを6月発注予定というふうに修正させていただきます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について説明を求めます。光嶋部長。

○建設事業部長（光嶋 隆） 当課所管分について、変更は特にございません。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、プロジェクト推進課所管の質疑を終了いたし

ます。

次に、産業観光課所管分について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 産業観光課の第1四半期の執行状況でございますが、4ページのほうで、新たに5月補正でご可決いただきました休業要請対策事業者支援事業、がんばるまちの事業者・農業者支援事業、宇治田原まちの元気な企業応援事業についてご説明させていただきます。

これ、ご可決いただきまして、早々にホームページ、またチラシを作成いたしまして、今現在配布して受付をしているところでございます。申請期間等、締切期間は若干全体で違うものになりますが、チラシを新聞折り込みをするとともに、町内の各金融機関、また商工会、JA、役場にチラシと申込書を設置して、受付を行っているところでございます。

それと、8番目の休業要請対象事業者ですが、今現在6件の申請。これは京都府からデータが流れてきてからですので、まだちょっとタイムラグがございます。

がんばるまちの事業者・農業者支援事業でございます。これについては、今現在38件の申請をいただいております。

宇治田原まちの元気な企業応援事業でございます。これにつきましては、新たな、商品について、考えていただくということで、今現在1件の申請を受け付けております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどは、特定給付金、95%でしたか、もう既に申請されて給付されているというお話だったんですけれども、今の8番、9番、10番、休業要請の支援事業費だとか、がんばるまちの支援事業なんですけれども、これは対象者が、予算をもらったときにある程度つかんでおられると思うんです。まず8番の休業要請に係る分は6件の申請があったと。がんばるまちの事業者・農業者支援事業は38件ということなんですけれども、これ一応町の方でつかんでいるというか、想定している対象者からすれば、どういうことになりますか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） この中小企業者数というのは、平成28年の経済センサスで拾い上げをさせていただきました。それと、認定農業者数、それと認定農業者でない農業者ということで、平成31年の確定申告をされた方の数を拾い上げました。その中

で、ちょっとまだ農業者に関しましては、今茶期が終わって、まだそれに気づいていない方がおられますので、もう一度新聞折り込みで啓発したいと考えております。

（「数を言ってくれないと」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（木原浩一） 休業要請対象事業者支援事業は41件、がんばるまちの事業者・農業者支援事業につきましては305件、宇治田原まちの元気な企業応援事業につきましては20件を想定しております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの特別給付金の場合ですと、対象者がはっきりしてあって、また改めて未申請のところについては、通知というんですか、何か手立てをするという話だったんですけれども、こちらのほうの事業者なり農業者なりも、非常にコロナの関係でいろんな影響を受けて大変な状況なので、この予算を上げられたと思うんですけれども、これを見ていると、非常に申請率が低いんです。特に8番なんかは、もう6月15日が期限にもかかわらず、6件しかない。41件中6件しか出ていない。はたまた7月末までの9番の事業も、300件余りを想定していて38件ということなんですが、先ほどちょっと課長が言いかけられたんですが、お茶の関係とか農家については、改めて新聞折り込み等ということなんですけれども、個別にそういうことの支援というんですか、申請の支援とかは考えておられないのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 先ほど38件と申し上げましたが、これ3日ほど前のデータなんですけど、今のところ1日に何件か、先ほど説明させていただきましたとおり茶期が終わって、ちょっと余裕ができて、それで情報を得て、見ていただいておりますので、もう一度チラシを入れて啓発したいと思っています。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） チラシも大事ですけれども、農家なんかですと、農業のいろんな団体がありますよね。また事業者は商工会等ありますので、そういうところを通して、できる限り、せっかく予算を上げているので、一人でもたくさんの方が申請できるように、そこの周知の努力をしていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の質問に関連するんですけれども、ホームページに上げていただいているんですね。たどり着くのに時間がかかるんです。申請の部分までにたどり着くのに、何回もクリックしないとたどり着けないという点があるのと、それとそこには

郵送でないと受け付けませんという記載があるんです。それは事実ですね。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） がんばるまちの事業者・農業者支援事業につきましては、申請は郵送でお願いしますということで、ホームページに書かせていただいております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 先ほど課長が課のほうにも相談に見えますというときは、相談に乗るだけで、そこで申請書なんかは書かないんですね。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今は受付はさせていただいております。ホームページに郵送だけというのを書かせていただいたのは、できるだけコロナの関係で、対面しない方法で安全策を取るということで書かせていただいております、こちらのほうへ申請に来られたら、受付はさせていただいております。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） じゃ、その旨をやっぱりホームページに、3密を避けてこの場所で受付をさせてもらいますと書かしたら、ちょっとは行こうかなという気が起こる。郵送しか受け付けへんのは、ちょっとハードルが高いように思うんです。その点はちょっと工夫していただきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私もちょうと関連なんですけど、特に9番の町独自施策ですけども、これ10万円、5万円、1万円ということになっていますが、それぞれの件数は分かかりますか。38件の内訳。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） すみません。ちょっと今バラけておりますので、後で報告させていただいてもよろしいですか。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 結構です。どこが弱いのかどうか、それをつかめるのかなと。

今、知らない方もいらっしゃいました。新聞折り込みっていつも言われますけれども、それは有効だとは思いますが、新聞を取っていない人もいますので、そこはちょっと別段の配慮が要るのかなと思っております。

それと、農業関係ですけども、基幹産業である茶業が非常に今厳しい状況だと。それは一つコロナの影響もあってのことだというふうに思っております、先日、和東で

すか、300戸の農家に対して10万円ということが載っておりました。宇治田原町についても、認定農業者に対しては5万円ということをやっていたと思いますが、宇治田原の基幹産業である茶業に対して、もっと手厚い支援というのが必要じゃないかなと思うんですが、今後どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今現在、国のほう、また京都府も昨日出されたと思うんですが、農業者関係、お茶関係に対する補助金の関係で、まだ表立ちされたところなので、ちょっと中身がまだ調整できていないということをお聞きしておりますが、それと併せて、また今後どのようなことができるか、関係部署と検討はしていきたいと考えております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） お茶のまちということなので、そこはぜひおっしゃったように、手厚いご検討をより、よろしく願いしておきたいと思います。

それともう一点、3ページのくつわ池の件がありますが、これとは直接関係ないんですけども、この間、休園をされておまして、6月1日からですか、再開をされました。非常に多くの方が来られておまして、そのへん大丈夫なのかと。当然京都府外の方もおられるのかなということで、ちょっと心配されている方がおられたんですが、そのへんの人数制限とか、そのへんについてはどのように、町として自粛なり、制限なりされているんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 指定管理者であります郷之口生産森林組合と協議して、6月1日から開けていただくということで、入場制限をされるということで、一定間隔を空けて、その中でバーベキューをしてもらうなりの対応を取っていただいております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 人数制限されているということですか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） はい。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） それなら結構ですが、ちょっと見た感じが非常に混雑しているなというような部分がありましたので、そのへんは十分に気をつけていただきたいと思います。

あと、消毒等々、衛生用品の補充なり対応なりもされていると思いますけれども、町

としてもそのへん十分に気をつけていただきたいということをお願いしておきたいと思
います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、産業観光課所管の質疑を終わります。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。垣内課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、上下水道課所管、事業執行状況、第1四半期
の変更部分についてご説明申し上げます。

まず、1番、宇治田原のおいしい水道水PR事業でございます。こちらはネーミング
並びにラベルデザインのほうの決定が遅れております。8月ボトル製造発注を依頼しよ
うと思っておりますので、遅くとも7月中までには決定していきたいと考えております。
以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、上下水道課所管の質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります第1四半期の事業執行状況についてを終了い
たします。

日程第6、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の普通建設事業交付金等決定状況について説明を求めます。光
嶋部長。

○建設事業部長（光嶋 隆） 所管としては、建設環境課のところに掲載させていただ
いておりますけれども、3課にまたがることから、私のほうから一括してご説明申し上げ
たいと存じます。1枚物の横表をご参考になさって下さい。

まず、1番目から3番目までは、プロジェクト推進課所管分でございます。1番目及
び2番目の宇治田原山手線事業につきましては、緑苑坂以北部間のネクスコへの工事委
託及び新市街地内の宇治田原山手線整備を行うもので、地方創生道整備推進交付金につ
いては、対予算比100%、社会資本整備総合交付金につきましては、皆増となりました
ことから、今般補正予算をお願いする中で、積極的に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

3番目の新市街地都市公園整備事業につきましては、新庁舎に隣接して整備する都市

公園の造成工事等を進めるもので、こちらも社会資本整備総合交付金が対予算比130%以上の内示を受けたことから、補正予算をお願いし、計画の前倒しも含め、取り組んでまいりたいと考えております。

4番目から8番目につきましては、建設環境課所管分でございます。4番目と5番目の新市街地連絡道路整備事業は、贄田立川線の整備でございます。予算額1億2,000万円に対しまして、有利な財源である道路の社会資本整備総合交付金の内示を受けましたので、財源更正をお願いしているところでございます。

6番目と7番目の道路施設長寿命化修繕事業は、橋梁事業でございまして、橋梁点検33橋及び修繕工事、これは神繩橋でございますが、それらを予定してございます。本事業の交付金の決定状況につきましては、交付金事業から補助事業への移行がありましたので、防災・安全交付金が皆減で道路メンテナンス事業が皆増になってございます。対予算比につきましては、84%となっておりますので、減額の補正をお願いする中、必要事業を精査し取り組んでまいりたいと考えております。

8番目の道路新設改良事業は、郷之口末山線、2-2号線及び郷之口高尾線を予定しており、地方創生道整備推進交付金、対予算比100%で予定どおり実施してまいります。

9番目と10番目につきましては、上下水道課所管分でございます。快適な暮らしと自然を守るまちを目指して、住みよいまちづくりと田原川をはじめとする自然環境を守るため、下水道管渠整備に取り組むもので、9番目の公共下水道（管渠）整備につきましては、立川地区及び工業団地内において面整備工事を行い、10番目の同名事業につきましては、郷之口汚水中継ポンプ場の防災対策として、自家発電設備工事を行う予定でございます。社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、それぞれ対予算比100%の内示を受けておりますので、計画どおり進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、ごみ排出量の令和元年度実績について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） ごみ排出量の令和元年度実績についてご説明申し上げます。

資料のほうをご覧くださいませでしょうか。表面は、可燃・不燃ごみの実績について

でございます。裏面につきましては、資源物について書かせていただいております。

まず、表面ですが、3つの枠がございます。左下の枠、平成24年度から平成30年度までの実績等をまとめてございます。右下の枠の真ん中でございますが、こちらに令和元年度の実績のほうを書かせていただいております。平成30年度につきましては、ごみの総量2,207トンであったのが、令和元年度では2,251トンとなっております。ごみの総量としては若干上がっている状態でございますが、過去6年、7年の間でいいますと、飛び抜けた数値ではございません。ただ上がっているというようなことでございます。

裏面のほうをご覧くださいませでしょうか。こちらも上段、左側の一番下のところに、令和元年度分の実績が出ております。189.1トンということになっております。その下の枠に、平成24年度から令和元年度までの推移のほうを表してございます。平成30年度につきましては、194.52トンであったものが、令和元年度は189.1トンというところで、資源物につきましては若干少なくなっているという状況でございます。

いずれにいたしましても、今後とも住民の皆様にも、ごみ総量の排出抑制をお願いしていく取り組みを進めたいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、環のくらし地域活動促進事業補助について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、環のくらし地域活動促進事業補助についてご説明申し上げます。資料のほう、ご覧いただけますでしょうか。

事業の目的といたしましては、循環型社会の実現を目指しまして、地域団体による再生資源の集団回収の推進を図るというものでございます。あと事業の仕組み、見える化等につきましては、記載のとおりでございます。

今年度の実績、また昨年度からの実績については、裏面のほうの一番下の枠をご覧くださいませでしょうか。平成30年度が406.445トンであったのが、令和元年度は378.030トンというところで、総量としては少なくなっております。こちらにつきましては、昨今の新聞・雑誌等の購読の減少というところが大きいのかなと考えてございますが、こちらにつきましても、各区のほうでこの取り組みを引き続き促進の

応援をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。垣内課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、下水道普及状況につきましてご報告をさせていただきます。

まずは、配付資料の2枚目をめくっていただきますと、黄色と赤の宇治田原町の地図がでございます。こちらは供用開始区域図でございます。黄色の部分が平成30年度末に供用開始済みの区域でございまして、赤色の区域につきまして、令和元年度中に新たに供用開始をした区域でございます。この赤色区域につきましては、ご覧いただいておりますように新都市のエリア、それから工業団地の一部、禅定寺の上手地域と岩山の隠谷の地域でございます。地域の皆様のご協力の下、無事に面整備工事も終えまして、このたび3月31日に全体の供用開始をしたところでございます。

1枚目に戻っていただきまして、今申し上げました令和元年度の普及状況についてのまとめでございます。一番上の表-1、その太括弧で書いてあります令和元年度末というところの行を見ていただきますと、まずCの整備面積につきましては、261.79ヘクタール、Dの整備人口につきましては、7,979人となっております。普及率は86.4%となりました。また右端、水洗化人口が6,324人となっておりまして、整備人口に対する水洗化率につきましては79.3%となっております。

なお、各下段の括弧書きにつきましては、世帯数ベースでの数値を記載しております。

その下の表-2につきましては、浄化槽事業での普及率でございます。令和元年度におきましては、新規に2基の設置をいただきました。現在86基を町で管理しております。

その下、表-3ですけれども、公共下水道事業、それから浄化槽の整備事業、それぞれ合わせました町全体での下水道普及率ということで、88.0%という形でございます。

一番下の表-4でございますけれども、これは区並びに自治会別での普及状況を取りまとめたものでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、質疑を終了いたします。

以上でただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和2年度第1四半期の執行状況報告並びに所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか、委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員(谷口 整) 2点ほど、気になる点がありますので、確認をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目なんですけれども、長山からサンビレッジの前を通って禅定寺に抜ける道があるんですけれども、長山のほうから行きますと、お墓を過ぎて、峠までの手前のところの山が先般切られて、そこに土の持ち込みをされていると。聞きますと、山の伐採の届けは出ているということのようなんですけれども、どんな形で出ておりますか。

○委員長(谷口重和) 木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 届出日時が令和2年4月3日ということで、宇治田原町大字岩山小字小釜、伐採面積は0.298ヘクタール、伐採樹種といたしましてヒノキ、伐採期間は令和2年5月7日から令和2年6月30日までということで、伐採目的は太陽光発電の測量のためということでございます。

○委員長(谷口重和) 谷口委員。

○委員(谷口 整) 0.298、約3,000平米の伐採ということですね。そこに今土を入れて、もう既に見た感じで、外から見ているんではっきりとは分かりませんが、200、300平米、もしくは300、400平米ぐらいの平場ができています。

そこで、町の盛土条例でいきますと、500平米、もしくは300立米未満の土量の持ち込みは条例の規制の対象外ということなので、恐らく木を切るについて、そこに土場を造って、車の進入路なりを造るという理由で土を入れていると思うんですけれども、そのへんの今入っている土量なんですけれども、面積等の確認等はされていますでしょうか。

○委員長(谷口重和) 谷出課長。

○建設環境課長(谷出 智) 委員ご指摘のとおり、うちの盛土条例のほうでは対象外ということでございます。その確認についてでございますが、伐採届が出て以来、ダンプ

が多少なりとも通るというところで、住民さんの「危ない」というようなお声もある中で、現場のほうに行きまして責任者と話をする中で、中に招き入れていただいて、簡単な測量ではございますが、伐採届にある数字のとおり、300以内に収まっていると。今のところはそういうふうを確認しているところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 300平米以内というのは、先ほど言った盛土条例の500平米以内ということなんです。

今日の朝もその前を通ってきたんですが、今日もユンボが入って、山を切って、山を切るには法面を削って作業をされていますし、また2、3日前、サンビレッジの前の道が非常に傷んでいたところについては、舗装のやり替えをされたようですが、また逆に長山側のほうの道も結構アスファルトが割れて、ひどい状態になっています。あの道については、大型車両が通るような想定にはなっていないので、すぐに舗装も割れると思うんですけども、あそこは禅定寺の子どもたちが小学校に通う通学路でもありますし、もともと狭い道ですので、あの最初の頃に、長山の集落内に大型の車両が通行したということで、非常に地元の方も不安がっておられますし、今のところ300平米程度ということですが、先ほどのお話は、3,000平米程度の山を切るのにあんなに広い土場があるのかなといううがった見方もできるんですが。

非常にあと、地元の人たちは、やっぱりいろんな土を持ち込んで何をされるかわからんという心配もされているわけです。盛土条例では、開発の次に手続きが出たときには、地元同意が必須になっていますよね。以前は地元の意見書だったんですが、奥山田の開発を機に町のほうも条例改正をしていただいて、それなりに厳しい条例をつくっていただいているんですが、あのときもそうでしたけれども、結果的になし崩しのどんどん土を入れていかれたということになったんです。

その辺りで、長山のああいう狭い集落で、なおかつ道も悪い状況の中で、今後きちっとその辺りの監視はしていただいて、先ほど課長のほうも言われました500平米を超える、なおかつ300立米の土砂の搬入を超える場合は、即座にきちっと止めるなり、手続きを取ってもらって、それなりの指導をしてもらうということをお願いしたいと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘のとおり、指導に当たりまして後手に回ることのないよう、昨年は土盛り条例につきましても、罰則の規定強化のほうも認めていただ

いた中でありますので、その条例に基づきまして適正に業者を指導していきたいと考えております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほども言いましたように、非常に地元の方は不安がられておりますし、また禅定寺の子どもたちの通学路でもありますので、そこらはきちっと監視をしながら、指導の徹底をしていただきということはお願いしておきます。

それと、もう1点、先ほど執行状況の中で、今西委員のほうからお茶の話をされたんですけれども、宇治田原町は緑茶発祥の地であり、本町の基幹産業である茶が、去年は遅霜で収量が3割ほど減り、なおかつ茶の単価が安かったということでしたけれども、今年も茶農家の話を聞いていますと、非常に茶の市場での単価が安いという話を聞いているんですが、町のほうはそこらの状況はつかんでおられますでしょうか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ただいまご指摘いただきましたことに関しまして、私も農家のほうからそのような情報を得ております。大体、収量も若干少なくするような刈り取りをしないで品質を重視に持っていくということで、収量的にも若干少ないのと、単価的には2割ぐらひは少ないのと違うかなと話は聞かせていただいております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 去年が非常に厳しい状況であったにもかかわらず、その昨年よりもさらに単価的にも2、3割安いというような話を聞いておりますし、また収量は、これは例えば煎茶の市況の状況が悪いから、来年は碾茶に変えようとかいろいろあり、多少茶種によるばらつきがあるとは思いますが、収量的にはやはり今年もそんなによくないという中で、単価が安い、収量が少ない、ダブルパンチなんですよ、農家のほうは。

そこで、これは二番茶の市場状況も、まだ今刈り直しが終わった段階なので分かりませんが、もう少しすればそこらの状況も分かると思いますので、やはり茶農家については、特別に何か支援をしていただきたい。先ほど申しましたように、緑茶発祥の地、また茶は町の基幹産業ということを常々言われておりますので、それについて考えていただきたいなと思うんです。

特に、コロナの関係でいいますと、やはり昨年のお茶のほうもコロナの影響等で茶の売れが悪かった。茶問屋さんも在庫を抱えておられる。それがあから、今年の茶もそんなにたくさん買ってもらえない、単価が下がるという悪循環の中で、今年も非常に厳しい状況になっているということと、併せまして、ある亜品種なんかの茶についても、

やっぱり嗜好の関係で単価が安いというようなこともいわれておりますし、すでに50年以上も植えられて、そういう茶園がたくさんある中で、改植等の力も入れていただき、なおかつ資金的な支援も考えていただきたい。

課長が先ほど言われたように、京都府の補正予算では、昨日議運のほうに提案されましたけれども、府内産農産物継続生産支援事業費ということで、4億1,000万円、京都府のほうで予算を上げておられるようなので、こういうものも活用しながら、できれば9月の段階では何か茶農家に対する支援策、充実した形での支援策をお願いをしたいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋部長。

○建設事業部長（光嶋 隆） ただいまご指摘いただきました点につきましては、担当課のほうも京都府ですとか、近隣市町と情報交換する中で、何がしかの対策を講じていきたいということの用意はしてございます。

ただ、今おっしゃっていただきましたように、昨年の買取り価格が下がっている中で、こういう言い方をしますと流通系の方にはちょっと叱られるかもしれませんが、小売販売価格はそんなに落ちていないというような現実もございまして、このままいくと、生産者を絶やしてしまうということになるので、もちろん生産者に対する支援と同時に、やはりお茶全体の産業を継続していくというような考え方も、京都府を通じて業界団体にはちょっとお願いをしていかなければ、自治体が農家の方を支えるだけでは、なかなか難しい面もあるんじゃないかというふうに思っております。

そうした点も含めまして、今ご指摘いただきました9月の議会を一つの目処といたしまして、何らかの対策を講じられるように進めてまいりたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も流通業界云々の話もしたかったんですが、部長のほうから言っていていただいて、確かにそういう側面もありますし、町内で茶の生産に携わっておられる茶農家が、JAの生産部会の会員さんでも百数十人おられますので、やはり非常に基幹産業といっても間違いありませんし、9月議会を目処に何らかの形で支援の方法を考えていきたいということは伝えておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどの長山の件ですが、私も現地を見せていただいて、お話し伺ったんですが、やっぱりあの細い町道を大きな車なり、通勤車両等々が走るというこ

ともあって、大変不安に思っておられました。谷口委員のほうからもあったので、私も同じ思いなんです。答弁の中には、後手に回ることがないようにというご答弁もありましたけれども、やっぱり奥山田の大杉の件もございまして、あそこは本当に後手後手になってしまって、結果的にはああいう形になってしまったけれども、そのへんの本当に徹底した指導をしていただきたいというのは、私のほうからもお願いをしておきます。

それと、目的が太陽光発電だということでございました。ここ以外にも住宅の間近に太陽光発電が来るんじゃないかというようなお話が来て、ここは別のところで、地域住民の方が非常に懸念されているというようなお話もちょっと伺っております。

私、以前、一般質問でもお願いしていたんですけれども、太陽光発電が駄目よということではないけれども、それでもやっぱり住民生活に悪影響を及ぼすような設備の設置等については、町で先手を打って、規制も含めてしていかないと、本当に宇治田原の自然を守れないんじゃないかなと思うんですが、あのときは町のいろんな条例の中で対応していくということでしたけれども、本当にそれができるのか、非常に心配をしております。今回、具体的に太陽光発電という事案が出ておりますし、ほかにもそういう話を聞いているという部分も含めていかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 太陽光発電への規制というか、そういった指導につきましては、先にご答弁申し上げましたとおり、今ある条例、宇治田原町快適安全な環境づくり条例、こちらに基づいて指導していくというところに変わりはございません。

なお、長山の関係につきましては、太陽光ということで、一部うわさに出ているというのは私のほうも承知してございますが、正式な形で太陽光発電をするというところで申請なり依頼なりがあったということでございませぬ。現場のほうで私も向こうの責任者と話しする中で、太陽光という言葉が出ていたこともありますが、一方で住宅開発というような言葉も出てきたりもしてましたので、まだ決まっていないというようなところかと思えます。

いずれにいたしましても、出てきた段階で、本条例に基づきましてしっかり指導していくと考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほど、木原課長のほうから、伐採の目的は太陽光発電という届出が出ているんじゃないんですか。目的は太陽光発電じゃないんですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 伐採届にはそういうふうにかかれてはございましたが、産業観光課のほうで対応した職員との会話の中で、太陽光発電も含めてあそこで開発をしたいというところで、まず測量をしなければならないというところで伐採が必要だというふうな説明をしていたというふうなところは聞いております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私も現地でお話を伺いましたけれども、目的は太陽光発電だというふうに確かにおっしゃってございました。

それはそれとして、先ほども申しました地元の住民の皆さんに不安を与えない、また迷惑をかけないという意味では、そのへんはしっかりとご指導お願いしたいと思います。通学路の話もございましたけれども、本当に子どもたちの安全も含めて、厳しく監視をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありませんので、ただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

次に、日程第7、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かありませんか。副町長。

○副町長（山下康之） 先ほど、今西委員のほうからがんばるまちの事業者・農業者支援事業の件数だけということ、10万円が何件で、ちょっと資料がなかったので、私のほうから。

今現在、10万円のほうが7件、それから5万円のほうが15件、それから1万円のほう16件、現在申請されているのが以上でございます。先ほど資料がなく申し訳ございませんでした。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、日程第7、その他を終了いたします。

本日は、付託議案4件、また第1四半期の事業執行状況、所管事項報告等、多岐にわたっての審査を終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、厚くお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料作成等、ご苦労さまでございました。

今年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各所管課におかれましては、新型コロナウイルス対応等により大変な状況ではありますが、早期の着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会においては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定としております。7月13日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。

閉 会 午前11時44分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 谷 口 重 和